

平成 25 年 9 月 17 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株 式 会 社 ア ク セ ル
代 表 取 締 役 社 長 松 浦 一 教
(コード番号 6730 東証第 1 部)
問 い 合 わ せ 先
取 締 役 管 理 グ ル ー プ 千 代 進 弘
ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
電 話 03-5298-1670

現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更に関するお知らせ

当社は、ヤマハ株式会社（以下、「原告」という。）より、平成22年4月14日付けにて東京地方裁判所において訴訟の提起（第1訴訟及び第2訴訟）を受け現在係争中ではありますが、このうちの第2訴訟について、平成25年9月12日付けにて原告より東京地方裁判所に請求の趣旨拡張の申し立てがありましたので（送達日：平成25年9月13日）、以下の通りお知らせいたします。

1. 訴訟を提起した者（原告）

平成 22 年 4 月 26 日開示の内容から変更ありません。

2. 当該訴訟の提起があった裁判所

平成 22 年 4 月 26 日開示の内容から変更ありません。

3. 訴訟の内容及び請求金額

(1) 請求の内容：平成 22 年 11 月 10 日開示の内容から変更ありません。

(2) 請求金額：2,209,980,000 円（第 2 訴訟）

4. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は、当社が製造・販売するサウンドLSI製品及びマルチ機能LSI製品が原告の保有する5件の特許を侵害するとして、当該製品の製造等差止と損害賠償を求める旨の訴訟が提起され、これを争っているものです。本件は、第1訴訟（3件の特許侵害及び請求金額：2億5,000万円）と第2訴訟（2件の特許侵害及び請求金額：3億円）にて審理され、今回は、第2訴訟について請求金額の変更がなされたものであります。なお、第1訴訟に関しては、平成24年8月31日付けで東京地方裁判所より原告の請求を棄却する判決が言い渡された後、原告が控訴し知的財産高等裁判所にて現在係争中です。

※第1訴訟の対象特許：特許第2943636号（信号処理装置）、特許第2734323号（電子楽器の音源装置）、
特許第3918826号（楽音データ再生装置）

※第2訴訟の対象特許：特許第3003559号（楽音生成方法）及び特許第3097534号（楽音生成方法）

5. 今後の見通し

当社は、原告が主張する原告の特許権に関しての当社製品による侵害の事実はないものと認識しており、引き続き裁判所において当社の正当性を主張していく方針であります。今後におきましても公表すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

< 関連PRESS >

平成22年4月14日付け 「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」

平成22年4月26日付け 「当社に対する損害賠償請求等訴訟の提起に関するお知らせ」

平成22年11月10日付け 「現在係争中の訴訟に係る請求の趣旨の変更に関するお知らせ」

平成24年8月31日付け 「訴訟の判決に関するお知らせ」

平成24年9月14日付け 「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」

以 上